

第四次和光市障害者計画（概要版）

●計画策定の目的

平成 14 年 12 月に「障害者基本計画」が閣議決定され、平成 15 年には障害者基本法の理念に基づき障害種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉制度が全面的に見直され、自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを定義した「障害者自立支援法」が成立し、平成 25 年度にはこの自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）に改正となり、障害のある人の基本的人権の尊重が明記され、地域社会における共生の実現を目指すことが示されるなど、チャレンジドを取り巻く社会的制度も年々大きく変化しています。

和光市では平成 20 年度に「第三次和光市障害者計画」、平成 23 年度に「第 3 期和光市障害福祉」を策定し、平成 25 年度までチャレンジド施策を推進してきましたが、これからはチャレンジドの自立、共生、社会参加・貢献等を目指し、チャレンジド一人ひとりの障害状況に合わせたサービス提供体制の更なる推進をするための「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

和光市では、こうした状況に適切に対応するため、第四次和光市障害者計画を策定するものです。

●第四次障害者計画の主な改善点

①基本理念と基本視点を「基本方針」として整理。

基本方針：共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの構築

②基本目標を 6 つから 3 つにまとめる。

- 1 ノーマライゼーション理念の具体化と福祉のまちづくりの推進
- 2 地域での自立を支える生活支援の充実
- 3 自立を支える教育と日中活動、就労支援の充実
- 4 保健・医療の充実
- 5 社会参加の促進
- 6 サービス利用支援体制の充実

- 1 住み慣れた地域で自立した暮らしを継続するための支援体制等の整備
- 2 チャレンジドが、地域や社会の一員として学び、働くための支援
- 3 地域包括ケアシステムを念頭においた共生型地域の実現

③重点施策を追加

④計画期間を 5 年から 4 年とし、障害福祉計画との整合性を図った。

平成	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	第三次和光市障害者計画				⇒改定	第四次障害者計画				⇒改定	次期計画
	第 2 期障害福祉計画		第 3 期障害福祉計画			第 4 期障害福祉計画			次期計画		

●章構成

第 1 章 計画策定にあたって

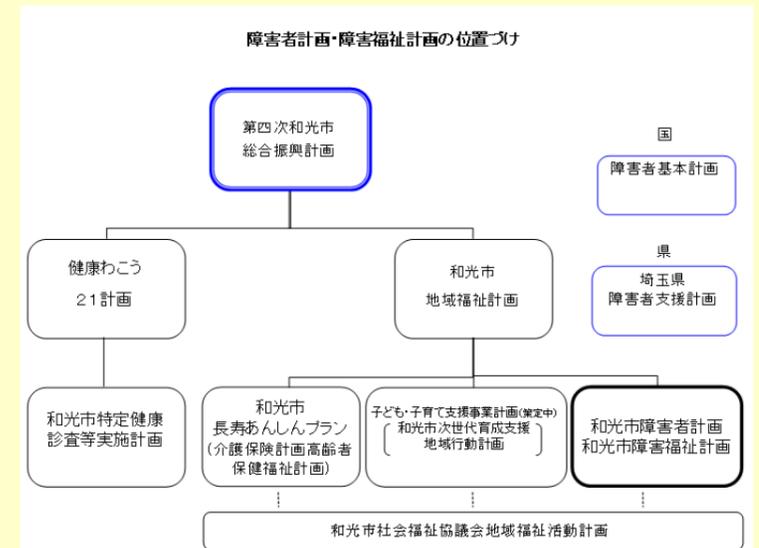
- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画の推進

第 2 章 チャレンジドを取り巻く現状

- 1 人口の推移
- 2 障害者・児数の推移
- 3 障害者の教育環境・就労状況
- 4 障害者福祉サービスの現状
- 5 アンケート調査結果
- 6 ヒアリング調査結果
- 7 チャレンジドを取り巻く市内の現状

第 3 章 基本方針・施策の体系

- 1 基本方針
- 2 基本目標
- 3 施策の体系



●基本方針

共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの構築

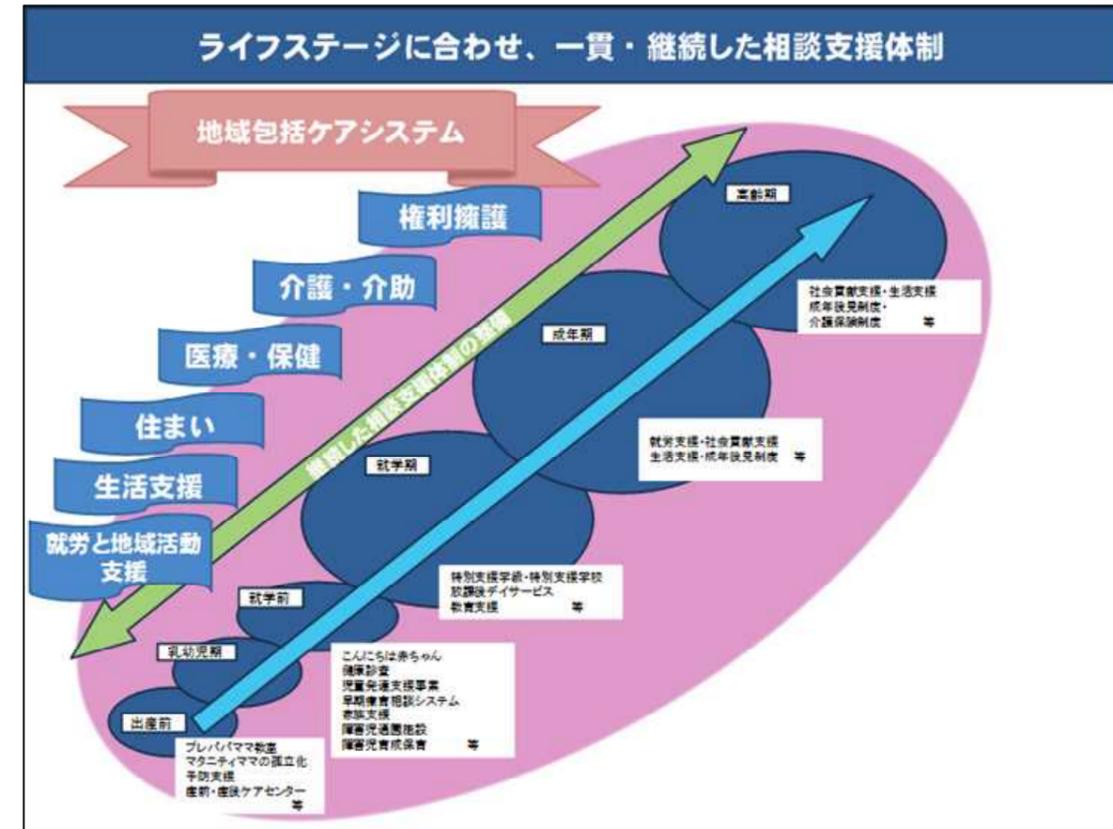
- 基本目標 1
住み慣れた地域で自立した暮らしを継続するための支援体制等の整備
- 基本目標 2
チャレンジドが、地域や社会の一員として学び、働くための支援
- 基本目標 3
地域包括ケアを念頭においた共生型地域の実現

第4章 施策の展開

1 住み慣れた地域で自立した暮らしを継続するための支援体制等の整備

チャレンジが地域の中で必要な支援を受けながら、自立した生活を継続することができるよう、サービスと支援体制の充実を図ります。
チャレンジ一人ひとりへのアセスメントにより課題を抽出・把握し、個別のケアプランを作成することで、個々の課題解決を進めます。

- (1) 地域生活支援
 - 【重点】 ケアマネジメント体制の整備
 - 【重点】 出生前から高齢期までのシームレスな相談体制の構築
 - 【重点】 難病患者に対する障害サービスのPR
 - 【重点】 保健予防や症状の悪化を防ぐリハビリテーションの充実
- (2) 住まいの確保と整備
 - 【重点】 障害者居住確保の支援
- (3) 地域移行に伴う環境の整備
 - 【重点】 病院と地域をつなぐ場の創出
 - 【重点】 自立を支えるNPOの育成
- (4) 在宅生活における福祉施設の整備
 - 【重点】 特別支援学校等の卒業後の日中活動支援
- (5) 防災体制の整備
 - 【重点】 防災・避難体制の整備



2 チャレンジが、地域や社会の一員として学び、働くための支援

チャレンジが、年齢や能力、個人の特性に応じて、健常者ととともに学び、働くことができるよう、学習環境の整備、就労支援・定着及び社会参加の促進と機会の拡大を進めることにより、チャレンジ度の充実した日常生活を実現します。

- (1) 学習環境の整備
- (2) 就労支援
 - 【重点】 就労支援機能の強化
- (3) 社会参加への促進
 - 【重点】 社会貢献バックアップ事業の構築
- (4) まちづくりの推進

3 地域包括ケアを念頭においた共生型地域の実現

地域包括ケアを念頭に置いた地域福祉を推進するため、医療・福祉・保健の連携基盤を構築し、公・民・産・学※の協働により施策を推進します。
また、全市民の障害に対する理解を深めるため、啓発・広報活動及び福祉教育の充実し、それを支える市民、団体等に対する支援を行うことで、障害の有無にかかわらず、市民同士が交流できる共生型の地域社会の構築を目指します。

- (1) 地域福祉推進の基盤づくり
 - 【重点】 地域包括ケアシステムの機能化
 - 【重点】 障害者サービスと医療の連携
- (2) 福祉コミュニティの創造
- (3) 権利擁護
 - 【重点】 権利擁護の充実

※和光市では、公（市役所をはじめとした行政機関）、民（市民）、産（市内の産業を構成する企業・事業主等）、学（学術機関・研究機関等、計画の策定と推進を科学的・数値的な観点から支援）が連携した状態を「公・民・産・学」と表現しています。

